

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会
開 催 日 時	平成28年11月21日(月) 午前9時30分から 午前11時50分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 大会議室
出 席 者	<p>委員 11人 卯月委員長、戸田副委員長、奥村委員、鈴木俊治委員、野部委員、松尾委員、前田委員、大野委員、平井委員、阿部委員、宮川委員</p> <p>事務局 9人 都市建設部：澤田都市建設部長 危機管理室：木村副審議監兼危機管理室長 政策企画課：櫻井政策企画係長 道路整備課：渡邊道路整備課長 門瀬道路整備課主査（代理） みどり公園課：長島みどり公園課長、細沼専門員 伊藤主査、野島主事</p> <p>コンサル 2人 株式会社創建：中尾、林</p>
会 議 内 容	<p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1回検討委員会での検討内容 2 整備・活用に関する関係機関等ヒアリング結果 3 意見交換会等での意見 4 第1回専門部会での検討内容 5 秋季生物調査結果の概要 6 第2回庁内検討委員会での検討内容 <p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 朝霞市基地跡地公園・シンボルロードの検討

<p>会 議 資 料</p>	<p>次第</p> <p>資料1 第1回検討委員会の主な意見</p> <p>資料2 第1回専門部会の主な意見</p> <p>資料3 基地跡地における秋季生物調査</p> <p>資料4 第2回庁内検討委員会の主な意見</p> <p>資料5 シンボルロードの活用ニーズを踏まえた整備・活用の考え方(案)</p> <p>資料6 シンボルロードのコンセプト及び整備・活用方針(案)</p> <p>資料7 シンボルロード基本計画(たたき台)</p> <p>参考資料8 あさかの公園で楽しみ隊 活動報告書(平成23年3月)(抜粋)</p> <p>参考資料9 整備・活用に関する関係機関等ヒアリング結果</p> <p>参考資料10 市民企画講座「みんなで考えよう!楽しいシンボルロードづくり」主なご意見</p> <p>参考資料11 意見交換会の主な意見</p> <p>参考資料12 朝霞の森「秋まつり」での公園・シンボルロード活用ニーズアンケート結果</p> <p>参考資料13 基地跡地・シンボルロード周辺の利用状況(平成27年度)</p> <p>参考資料14 基地跡地公園・シンボルロードの空間構造の整理</p> <p>参考資料15 基地跡地公園・シンボルロードへの主なアクセス動線</p> <p>参考資料16 シンボルロードにおける空間構成要素の考え方</p>												
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="571 1447 1369 1485"> <input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="571 1485 1369 1523"> <input checked="" type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="571 1523 1369 1561"> <input type="checkbox"/>要点記録 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="571 1561 1369 1599"> <input type="checkbox"/>電磁的記録での保管(保存年限 年) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1599 970 1778"> 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 </td> <td data-bbox="970 1599 1369 1778"> <input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="571 1778 1369 1843"> 会議録の確認方法 委員全員による確認 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		<input type="checkbox"/> 要点記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)		電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	会議録の確認方法 委員全員による確認	
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録													
<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録													
<input type="checkbox"/> 要点記録													
<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)													
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月												
会議録の確認方法 委員全員による確認													
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>	<p>傍聴人 4名</p>												

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【部長挨拶】

（事務局：澤田）

本日は第2回朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会にご出席いただきありがとうございます。7月26日に開催した第1回検討委員会以降の取組について紹介させていただきます。まず整備内容、利活用に関するニーズを把握するため、公園やシンボルロードを実際に使用することが考えられる朝霞市民まつり実行委員会、朝霞市商工会などの外部の関係機関や、危機管理室、産業振興課などの庁内関係部署に対するヒアリングを実施しました。また、10月15日に基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直しに係る意見交換会を開催するとともに、11月12日の朝霞の森秋まつりにおいて来場者を対象とした公園・シンボルロードの利活用に関するアンケートを実施するなど、市民の皆様が期待されている利活用のあり方についてできるだけ把握するように努めてきました。このような中、検討委員会の卯月委員長からご指名いただいた委員の皆様で構成される専門部会を10月20日に開催し、関係機関からのヒアリング結果や市民の皆様の意見を参考としながら、主にシンボルロードについて整備内容、デザイン、活用などについての検討を行っていただきました。本日はこれらの中でいただいたご意見を踏まえて、シンボルロード整備・活用について事務局案を作成しました。なお、第1回専門部会の検討で実際に使用した1/200スケールの図面と、卯月委員長からより具体的な議論ができるのではないかとご提案をいただき作成した模型も皆様の前にご提示をしています。委員の皆様には資料や模型、図面などをご覧いただきながら、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

・資料確認

（卯月委員長）

傍聴人の入室について伺います。この会議は原則公開の立場を取っています。本日、傍聴を希望される方がいらっしゃった場合、入室を許可してもよろしいでしょうか。

（委員全員）

異議なし。

（卯月委員長）

ありがとうございます。本日、傍聴人はいらっしゃいますか。

（事務局）

3名いらっしゃいます。

（卯月委員長）

傍聴人を入室させてください。

・傍聴者入室

(卯月委員長)

傍聴要領により、発言等の行為は認められておりません。申し訳ありませんが、お手元の傍聴要領を再度ご確認ください。

それでは会議に入りたいと思います。報告事項がかなりありますが、これまでの報告をすべて聞いたうえで皆さんからの意見をいただきたいと思います。

【報告】

- 1 第1回検討委員会での検討内容
- 2 整備・活用に関する関係機関等ヒアリング結果
- 3 意見交換会等での意見
- 4 第1回専門部会での検討内容
- 5 秋季生物調査結果の概要
- 6 第2回庁内検討委員会での検討内容

(事務局：野島)

資料1 第1回検討委員会の主な意見、資料2 第1回専門部会の主な意見、資料3 基地跡地における秋季生物調査、資料4 第2回庁内検討委員会の主な意見、参考資料8 あさかの公園で楽しみ隊 活動報告書(平成23年3月)(抜粋)、参考資料9 整備・活用に関する関係機関等ヒアリング結果、参考資料10 市民企画講座「みんなで考えよう!楽しいシンボルロードづくり」主なご意見、参考資料11 意見交換会の主な意見、参考資料12 朝霞の森「秋まつり」での公園・シンボルロード活用ニーズアンケート結果について説明。

(卯月委員長)

ご報告いただいた内容についてご質問、ご意見はございますか。もしなければ、この後、具体的な計画(案)の説明がありますので、その中でのご質問、ご意見をいただいても結構です。先に進めてもよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(卯月委員長)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【議事】

- 1 朝霞基地跡地公園・シンボルロードの検討

(事務局：伊藤)

資料5 シンボルロードの活用ニーズを踏まえた整備・活用の考え方(案)、資料6 シンボルロードのコンセプト及び整備・活用方針(案)、資料7 シンボルロード基本計画(たたき台)、参考資料13 基地跡地・シンボルロード周辺の利用状況(平成27年度)、参考資料14 基地跡地公園・シンボルロードの空間構造の整理、参考資料15 基地跡地公園・シンボルロードへの主なアクセス動線、参考資料16 シンボルロードにおけ

る空間構成要素の考え方について説明。

(卯月委員長)

各委員よりご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

(大野委員)

今回はこのように大変具体的なたたき台をつくっていただき、具体的な検討を行う材料が出てきたなと思います。

中央広場にステージをつくるというのはよいと思います。ここは現在、木がない砂利敷きの臨時駐車場になっています。その北側も図面で見ると木がないようになっていますが、実際はかなり鬱蒼とした森になっています。(写真を提示) このように、こんもりと木が茂った状態になっています。ただ、生えている木は中木だと思います。ここは下がアスファルト舗装やコンクリート構造物なので、大きな木がそれほど生えていない状態です。基地返還から40年ほど経つのでアスファルトの割れ目などから、かなり木が生えてきています。そうすると、図面では木がまったくないように見えますが、実際はかなり現地は変わっているのだと思います。もう少し現況をよく把握して、できれば現況で残せる木などが分かればと思います。また、中央広場の面積ですが、概算で4,000㎡～5,000㎡くらいとかなり広いのではないかと思います。駅前広場もそれほど広くありませんので、それだけの面積が必要なのかと思います。確かにステージなどをつくるのはよいと思いますが、広さがこれだけ必要かどうかということ、また残せる木は残すということも大切なのではないかと思います。もう少し我々も現況をしっかりと把握して、どうすればお金を掛けずによりよいものをつくれるか。残せるものは残して、アスファルトなど撤去するものは撤去するというところの見極めを、ある程度きちんとしていくということが大切ではないでしょうか。現況をよく把握して議論したいというのが私の意見です。

(卯月委員長)

専門部会でも、年度内に少し現地を確認して案のとおりに進められるかどうか確認するべきだろうというご意見もありました。もう少し現地調査を踏まえてさらに計画(案)を検討していくということで事務局はよろしいですか。

(事務局：澤田)

承知しました。

(平井委員)

人が集まると必ず、トイレや駐車場をどう確保するかが重要になります。今回の検討では、シンボルロードは市役所までは伸びないということによろしいでしょうか。

(事務局：澤田)

その通りです。

(平井委員)

そうすると、駐車場がかなり不足するのではないのでしょうか。トイレも不足すると思われる。

もう一つ、緑を守るということが大事だと思いますが、彩夏祭のときは公園通りの両側に人が集まっています。そのとき、片側は日陰になる場所に人が集まっていて、日の当たる場所には人が集まりません。彩夏祭のときは暑いので、道路沿いの日よけになるような木はできるだけ残してほしいと思います。

公園通りから基地跡地の中を見てみたのですが、公園通りから 20cm ほど高くなった歩道に対して、基地跡地側は 5 割以上の場所で歩道よりも低くなっています。シンボルロードは道路なので、ここは平坦にされるのかと思います。また、市民からいろいろな意見が寄せられていますが、道路法上の道路として、恒久的な施設などの整備はどこまで許されるのか具体的に教えていただければと思います。

(卯月委員長)

事務局より 4 点ほど回答いただきたいと思います。1 点目はトイレや駐車場についての考え方、2 点目は日よけになる木を残すかどうか、3 点目は歩道より低い地盤の扱い、4 点目は道路での恒久的な施設の扱いと整備基本計画との関係についてです。

(事務局：澤田)

まず 1 点目について、お客様がいらっしゃるからにはトイレや駐車場は確実に確保しなければならぬのではないかとのご指摘は、そのとおりだと考えます。ただ、現行の整備基本計画の中ではトイレの新設について特に議論はしていません。また、駐車場については、現行計画ではシンボルロード沿いにはあまりなく、東京都水道局が今工事を行っている東園路の南端付近に 70 台程度の駐車場を確保する計画になっています。シンボルロード周辺のそれ以外の場所には駐車場を確保する余地がなく、事務局では新たに駐車場を確保する必要があるのではないかとこの観点で検討しています。特に、現在臨時駐車場として使用している場所を中央広場として供用してしまうと、その分の駐車台数をどこで確保するのかという課題があるため、駐車場については周辺の土地の活用も含めてもう少しよく検討しなければいけない課題と考えています。トイレについては、市役所駐車場にトイレがあり、また朝霞中央公園内にも 3 か所のトイレがありますので、今のところシンボルロード側に整備する計画はありません。将来的には西側の公園部分の整備時には何らかのフォローが必要だと考えています。

2 点目の彩夏祭のときに日よけになるような木を残すということについては、まず公園通り両側のケヤキ並木はそのまましっかりと残していくということはお約束します。そこよりも基地跡地側にある樹木については、日よけになっている木という観点で調査したことはありませんが、大きな木はできるだけ残していくという方向で考えています。ただ、道路沿いの部分については安全な歩行空間の確保が必要です。安全性の確保と樹木の保護とをどのように両立させていけばよいかを、これから現地を具体的に調査しながら検討していきたいと考えています。

3 点目の地盤高については、公園通りの歩道と接する部分は段差が生じないように、必要最小限の土木工事により高さを揃えることを考えています。その先の部分については、できるだけ現状維持を考えなければいけないと考えています。特に一番細い森の小

道については高さを揃えなくとも、現状合わせでよいと考えています。木立の散策路についてもそれほど手を掛ける必要がないように考えていますが、現地の地盤がまだよく把握できていませんので、現在測量調査をしているところです。

4点目の道路法の関係ですが、道路として供用する以上、交通を妨げるようなものは設置できないことになっています。そのため、例えば建築物などは整備しにくいのですが、近年は道路以外の施設をつくる場合に必要な占用許可の基準を緩和することができる特例制度が設けられました。まずはそうした制度の活用を検討したいと思います。今後の規制緩和の動きなどを注視しながら、難しそうであれば公園部分でそうした機能の充実を検討していかなければならないと考えています。

(卯月委員長)

どこがシンボルロードと公園部分の境界になるのでしょうか。

(事務局：澤田)

資料7の図中に赤い線で示した部分が境界になります。

(平井委員)

障がい者が車いすで通行する場合は平坦なほうがよいといったことも考えて平坦にしておかなければならないと思います。

(事務局：澤田)

現在の公園通りの歩道は、車道よりも高いマウンドアップ形式となっています。今の歩道の高さに合わせながら、できるだけ勾配をバリアフリー基準に適合させられればと考えています。

(戸田副委員長)

ここの空間は、ほとんど平坦です。公園通り沿いの歩行空間についての話ですが、私は木立の散策路もバリアフリー、ユニバーサルデザインにするとよいと思います。森の小道についてはむしろ山道のように園路をショートカットして舗装もあまり固くなく、車いすでは少し走りにくいが野趣がある自然な雰囲気として、そういう3段階で道や広場をつくってはどうかと思います。ただ、歩行空間でも排水のための勾配は必要ですので、完全に水平というわけにはいかないことはご理解ください。

(前田委員)

シンボルロードと公園とのアクセスを全体的に計画しなければいけないというのは当然だと思いますが、第1回検討委員会でお聞きしたように、東京オリンピックまでにシンボルロードをつくりたいというのが意向だと思います。検討委員会の進め方として、公園部分の内容を議論してしまうと、本来のシンボルロードの計画がどうなってしまうかという懸念があります。現行計画の予定表を見ましたが、4年後のオリンピックまでにいろいろと工事をしなければいけないということであれば、検討委員会の中である程度案を決めて、シンボルロードについて重点的に検討したほうがよいのではないのでしょうか。

(事務局：澤田)

事務局としてはシンボルロード部分の計画検討を急いで行っていく必要があると考えています。資料7の図面もシンボルロード部分を中心に検討したもので、東園路から西側の部分については現行計画に国家公務員宿舎部分などの変更を基地跡地利用計画に合わせて反映しただけです。今のご指摘を考えるとその旨を記載する必要があるかとも思いますが、シンボルロードを優先して検討しています。ただ、これまで専門部会などで、30m幅の枠に縛られず、東園路までをシンボルロードと一体的に検討したほうが空間としてよりよいものになっていくだろうというご意見を多数いただきました。そのため、事務局としてもまずは東園路までをシンボルロードと一体のものとして今年度中にしっかりとイメージを示していきたいと考えています。

(前田委員)

シンボルロードと公園との整合性は当然取らなければいけないと思います。シンボルロードをこうすると将来的にはこうなりますよということを示すのは必要です。シンボルロードだけを描くと残りの部分はどうなるのかという指摘はあると思いますので、それはそれで整合性は取るべきだと思います。ただ、検討委員会の議論の重点をシンボルロードに置いてほしいという意見です。

(宮川委員)

資料4に駐車場をどうするのか、周辺公共施設と共用にするとシンボルロードの利用者にしかメリットがないのではないかというご意見が出ています。朝霞市が車社会であることはある程度容認しつつも、やはりもっと人が歩くとか電車に乗るとか、暮らしの中で移動を車に頼る地域からの転換を図っていくべきではないかと思います。車の利用を前提にすると、車に乗れる人はよいですが、子どもは自分では運転できませんし、経済的に車に乗れないという人もいます。やはり歩くということが基本ではないかと思います。もちろん外からいろいろな人来ていただきたいという点では駐車場を否定するものではありませんが、朝霞中央公園でイベントがあるときに自家用車がずらっと並んでいるような状況から、乗り合いや公共交通機関の利用などの啓発でもう少し人中心にシフトしていくような機会になるとよいと思います。例えば、週末には外から人が来てくださるような場所になったとして、朝霞駅の利用者が増えることで週末に急行を臨時停車させてもらえないとか、それくらい将来のことをいろいろと考えて、基地跡地の中だけでなく、これから朝霞市全体をどうしていくのかということ、人を中心を考えるような機会として駐車場のことも議論いただければ、市民としては嬉しく思います。

(奥村委員)

駐車場も車が停まっていないときはアスファルトの空間しかなく、人としては使いにくい場所になります。車がないときはいないときで何か使えるような設えも、工夫するときとできるのではないかと思います。

景観的には、砧公園の駐車場などは割と好きなのですが、本当に木の中に車が隠れてしまっているような設えになっています。そういうふうに、砧公園では人の使い方と自然が実に上手に折り合いをつけている風景があちらこちらにあります。広場も自然を大

事にして、普通なら邪魔になりそうな木をちゃんと残しながらスポーツを皆が楽しんでいます。多くの植物や土などの、都会の人にやさしい設えというような、人と自然とのうまい暮らしがどこを見ても知恵として表現されているような場所です。

もう1点申し上げると、朝霞の人たちがどンドンアウトドアライフを満喫するというように、この森ができることでライフスタイル自体が変わってくるような拠点になって、朝霞の人は外で遊ぶのが得意だということになるとよいと思います。園路のつくり方にしていても、森の小道は、けもの道のようなものだと思います。最初は整備はせずに下刈りした状態で残しておいて、夏休みの間にどこにけもの道ができるのかなどということを見ながら、できたけもの道を少しウッドチップを敷いて今年の森の小道にするというようなことも考えられます。コンテナにしても、仮設で場所を決めることができるようなつくり方になると思いますので、今の朝霞の森のつくり方と非常に近いかもしれませんが、少しずつ使いながら、位置も動かしてみて生き物のように変わっていくような、そういうつくり方をできるとよいなというイメージを持ちました。

(大野委員)

駐車場について、お二人の意見については賛成です。ただ、朝霞の森でもそうですが、シンボルロード周辺に多くある公共施設は、土日休日に駐車場が混んでいて、平日はほとんど混まずに空いているというのが実態だと思います。そして、今度ハローワークも建設中ですが、税務署や保健所などの駐車場は、土日は閉鎖されています。国や県との調整が必要かもしれませんが、そうした周辺公共施設の駐車場をうまく使って空いている時間を共有するといった工夫も必要になってくるのではないのでしょうか。また、東園路を開放するのであれば、幅員が7m以上あると思いますので、休日などのイベントのときに臨時の縦列駐車場として使用するという事も考えられるのではないのでしょうか。そうした点では、あまり大きな駐車場を新たにつくらなくてもよいのではないかと思っています。

朝霞の森では草を刈らない生き物エリアという場所があり、そこは子どもたちが適当に入っていくと迷路のような道が自然とできていくということで、子どもたちに非常に人気があります。そのような、人が歩いたところが道になっていくということが森の小道の考え方だと思いますが、朝霞の森での経験から、あまり最初からデザインしないで子ども達に歩かせてつくるということも面白いのではないかと思います。

公園通り側では、今の歩道を2m幅の自転車道にして、新たに5m幅の歩行者空間ができるということですが、かなり広いと思います。本当に5m幅の歩行者空間が必要なのでしょう。幅員は今後の議論ということですが、林内には木立の散策路、森の小道もつくるということになっていますので、林内の園路と歩行者空間との機能が重複してしまうような気がします。将来的に彩夏祭の仮設スタンドを設けることなどを考慮するとそれだけの幅が必要だという議論もあるのかと思います。

(事務局：長島)

現段階では公園通り西側に5m幅の歩行者空間を整備するという事を提案させてい

ただいています。総合体育館や中央公民館がある公園通り東側は、自転車道が約2m、歩行者空間が3mという形になっています。こちらの幅員に準じてよいかとは思いますが、彩夏祭のときにある程度余裕がある幅員ということで、4～5m程度を目安として考えています。

(戸田副委員長)

私も、5mの幅員は不要と考えます。彩夏祭のときに実際に歩きましたが、現況の歩道幅員でもそれほど不便ではありませんでした。だからといって、その幅でよいということではなくプラスアルファが必要ですが、歩行者空間の幅員は3.5m～4mで、部分的に仮設スタンドを設けるところは5m幅というように、少しフレキシブルにしてもよいと思います。一般的な道路をつくるときはすべて同じ幅員で整備するというルールでよいのですが、こういう場所は少し人間的なルールにしたほうがよいと思います。

次に林内の園路と歩行者空間とが重複するのではないかということですが、私は重複してもよいと思います。ここの空間は、わざわざ車に乗って見に訪れるという人はいないと思います。ふらっと来た人が少し歩いてみようとなったときに、道が二重にあるということは、回遊という点から非常に大事だと思います。また、東園路を利用する意味は非常に大きなものがあって、一つは彩夏祭のときに対応ができる、回遊路となるということです。もう一つ、一番大きいのは、将来的に公園となる西側部分に接するため、市民の意識が公園部分に向くということです。今までは公園通りから見てもフェンスがあるという状況でしたが、基地跡地の中に入って歩きながら公園部分を見るということは、この公園に対する意識の呼び水になると思います。そういう意味ではこの道は非常に大事です。

(卯月委員長)

北から南までずっと5m幅で整備しようということではなく、樹木があるのでうまくよけながら、部分的には狭い部分があってもよいだろうという議論をしています。

(鈴木俊治委員)

東園路までを一体的な空間として整備していくことは、予算やスケジュールの上で難しい部分が多々あるとは思いますが、将来の可能性を考えても、またこの時期に市民の意識をそちらに向けるという観点においても極めて重要だと思います。もし公園通りから30mのラインでフェンスができてしまうと、緑の連続性を途切れさせてしまうような形になってしまいます。東園路まで開放できれば、いろいろな使い方ができると思います。今、全国のいろいろなところで公共の空間をいかに豊かに使うかということが取り組まれています。基地跡地のように道路空間と公園空間がこれだけ長い距離で接していて、しかもオリンピックに向けてシンボリックな整備をされるというような事例は全国にもないと思います。これがもし実現すると、空間的には見分けはつかないけれども道路と公園で構成され、市役所と市民が一体となって取り組んで実現したということで、極めて画期的な事例となります。将来的に、オリンピックを契機にそのような新しい都市整備、公園整備ができたとなれば、全国から多くの視察が来るようなエポック的

な事例になる可能性が非常に高いと思います。そのためにも、今回の調査で実施していただいた各関係団体へのヒアリングが大事です。意見として挙げられたことがそのまま実現できるかはわかりませんが、いろいろな市民の団体が、基地跡地は自分たちが使える場で行政は意見を聞いてくれるのだと思うことが大事です。そうした市民団体と所管の異なる道路関係と公園関係の部署がシンボルロードを快適な空間としてエリアマネジメントしていくような、行政と市民の組織を将来的に立ち上げられるような提言を検討委員会できると、空間面だけでなく運営面においても、全国的に見て画期的な事例になると思います。

(事務局：澤田)

まず、東園路まで整備範囲を広げるということについては、事務局としてはぜひそのようにしたいと思っておりますが、2つ大きな課題があります。1点目は財政面の課題です。基地跡地利用計画の中では整備費用を約1億円と見込んでいますが、財政的に余裕がないという状況があります。どこにお金を掛けて、逆にどこになるべくお金を掛けなくて、整備できる内容にしていくかということを経後の課題としてしっかりと検討したいと考えています。こうした新しい取組に対する国庫補助金などがなかなか見当たらないのも大変難しいところです。もう少し探してみたいと思っておりますが、そうした制度があれば、しっかりと補助金もいただきながら頑張っていきたいと思っております。

2点目のほうが現実的な課題としては大きいのですが、庁内検討委員会で意見があったように、やはり防犯の面からどう安全が確保された場にしていくかということが、行政として問われてきます。現状ではフェンスで囲まれていて容易には立ち入りができないのであっても許されているという面がありますが、いざ道路として、あるいは公共空間として開放していくとなると、やはり不審者による連れ込みやさまざまな犯罪発生が懸念されます。そのため、ある程度の見通しの確保が必要ですし、24時間開放するのであれば夜間照明なども最低限は整備しないと簡単には開放できません。もし開放してそのような問題が起きたときには、いろいろと批判をいただくということになりますので、これらの課題について、オリンピックまでにどのように、どこまで間に合わせられるのかということ、これからしっかりと検討していかなければいけないと認識しております。

(阿部委員)

少し話が戻りますが、資料12の朝霞の森秋まつりでの市民アンケート結果をみると、年代によって公園とシンボルロードに求めているニーズがまったく違うと感じました。最初に樹木の扱いについてはやはり60代以上の方が非常に多くの意見を寄せているのに対して、10代、20代の方はカフェや遊びの機能など、かなり目的がはっきりしていると感じました。先ほどお話があったような、公園にふらっと立ち寄ってそこで何か活動ができるというのもよいと思っておりますが、若者を呼び込むということに関してはちゃんとした目的がこの公園にあったほうがよいのではないかと感じました。そうした中で、自然を残していくというアイデアで、このまま生き物などの自然を見ながら子どもと一

緒に公園を活用していくという案もよいと思いますが、シンボルロードと公園で同じようにこの広い面積を扱っていくと、ただ広い場所で自然をみるというだけで終わってしまうのかなと感じました。ある程度子どもたちのニーズも考えて、オリンピック後でもよいので、そうした場所を開発できる余地を残すことも全体としては必要ではないかと思います。

(松尾委員)

先ほど話がありました駐車場と駐輪場も含めてですが、極端なことをいえば時間制の有料駐車場でよいのではないかと思います。財政面でプラスになるかはわかりませんが、税務署などの他の公共施設の駐車場も同様に有料制で活用していければ、そうした方向性のほうがよいのではないのでしょうか。

第1回検討委員会でも申し上げましたが、恒久的なレストランをぜひつくっていただきたいと思います。それが公園の日常的な利用や防犯にもつながると思います。日比谷公園には松本楼というレストランがあり、また軽井沢では林や森の中に洒落たレストランがいくつかあります。朝霞市にはあまり美味しい店や洒落たレストランがないような気がします。そういった洒落たレストランを公園内や、あるいはシンボルロードの東園路沿いなどに誘致すると、朝霞市の価値、公園の価値を高めることになるのではないかと思います。また、そのレストランが夜の9時10時まで営業していれば、非常に大きな防犯効果も得られるのではないのでしょうか。

(卯月委員長)

今のご意見は説得力があったと思います。もしつくとすると、中央広場付近でしょうか。

(松尾委員)

そうですね。あまり奥だと駐車場もなく歩いていくことになります。公園全体でみると3か所くらいあると非常によいかなと思います。

(卯月委員長)

市内のレストランを経営されている方などが来そうでしょうか。

(松尾委員)

競争相手がいると、事業者の活性化にもつながるのではないのでしょうか。

(平井委員)

安全面、防犯面は大事だと思います。この公園は駅から10分で来られるところですので、若い人のたまり場になる可能性もあります。例えば、和光樹林公園では夜中に自動販売機が燃やされました。そういったことが現実には起こり得ます。公園で一番大事なことは安全面です。死角をつくらないということが重要です。鬱蒼とした樹林があるとどうしても死角はできてしまいます。そうならないように樹木をある程度伐採することも必要だと思います。もう一つは暗いところをつくらないということが大事だと思います。公園には必ず防犯灯があります。朝霞市でもソーラーの夜間照明をつけるとうよいのではないのでしょうか。

(野部委員)

シンボルロードの重点を置いて議論をしていただいています。消防としては公園部分を含めた基地跡地全体で考えています。シンボルロードの整備範囲を東園路まで拡大するということですが、消防車、救急車が基地跡地に入る場合は公園通りに停めて入っていく場合があると思います。安全・安心ということを考えると、基地跡地内で火災が発生した場合は、消防隊が公園通りから中に入れるような状態を必ずつくっていただきたいと思います。消防車には水を積んでいますが、公園通りから給水しないと現状では水が足りなくなってしまう。消火栓や防火水槽の整備についてこれまでにお話をさせていただいていると思いますが、将来的にはやはりそうしたものも必要になってくると思います。基地跡地は広く周辺道路から距離があるため、基地跡地内にも必要になるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

(卯月委員長)

東園路に消防車を停めて公園部分の火災に対応するというのでしょうか。

(野部委員)

園路だけでなく全体として捉えています。今のところは公園通りに消火栓があるのでそれに対応します。

(卯月委員長)

公園通りから東園路までは約 60m ほどありますが大丈夫でしょうか。

(野部委員)

60m であれば、ホースを 3 本つなげば届くので大丈夫です。

(卯月委員長)

資料 4 の庁内検討委員会の主な意見に、彩夏祭のときの花火の打ち上げについて消防と協議するとありますが、これは別途協議するということでよろしいですか。

(事務局：長島)

彩夏祭のときに花火を打ち上げていますが、保安距離を取るように消防本部から指導がありました。先日消防本部の予防課と協議を行ったところ、花火を打ち上げるときは、花火が持ち込まれた時点から保安距離を確保するようということでした。その際には人が近寄らないように、フェンスもしくはトラロープ、カラーコーンなどで閉鎖するとともに、人が立ち入らないようにガードマンなどを手配してほしいというご指示をいただきました。これを花火の打ち上げを担当する部署にお伝えする予定です。そういう形で立ち入り禁止区域をきちんとつくってほしいと言われました。

(大野委員)

防犯は夜間の重要な問題です。また、特にフェンスをどうしていくかということも非常に重要な問題だと思っています。我々は朝霞市と一緒に、数年前から公園の見学を行う公園楽しみ隊という活動をしています。その中で見た公園では、まず茨城県の古河総合公園が挙げられます。ここは約 25ha と非常に広くモモの花などが有名な公園です。この公園にはフェンスがなく、24 時間どこからでも入ることができます。以前は夜間

に照明をつけていましたが、かなり人が集まってたまり場になってしまったということから、現在は夜間は照明を消しています。管理棟や売店、駐車場は夜間施錠されています。そのような管理状況ですが、開園から事故はほとんどないそうです。八王子市にある長池公園も大きく樹木の多い公園ですが、ここもフェンスはなく24時間出入りが自由です。古河総合公園と同じように早朝夜間の散歩などの利用がたいへん多く、どこからでも入って自由に利用できます。駐車場は夜間施錠されており、防犯カメラも設置されていますが、パトロール等は一切行っていないということです。もう1か所は横浜市戸塚区の市街地の真ん中にある舞岡公園ですが、やはりいろいろな樹木の多い自然豊かなところですが、ここも周りにフェンスは設置されておらず、24時間自由に出入りができます。そしてやはりここも夜間は、管理棟などを施錠して照明を消しています。

先ほど和光樹林公園の話がありましたが、ここも24時間自由に出入りが可能です。ここは和光側から練馬区側まで続く中央園路がありますが、駅までの通行などで歩く人が非常に多いそうです。それは常に人の目があるということで、先ほど自動販売機の話はありましたが、それ以外は事故、トラブルは起きていないそうです。かなり暗い場所もありますが、園路には照明がついています。その他の樹林部分は非常に暗いのですが、そういうところで事件は起きていないそうです。やはり明るいトラブルが起きやすいです。朝霞市根岸台にある水久保公園は、一時は駐車場の照明を点けていましたが、不良や高校生が集まってタバコを吸ったりといったトラブルがいろいろとありました。それが、照明を消すようにした途端に人が来なくなって健全な公園になったと聞いています。そういう面で、どうしたらそういうトラブルや事故が防げるのか、いろいろと情報を集め知恵を出して、少ない規制で市民が安心して使えるような形になればいいのかなと思います。

(奥村委員)

私が整備に携わった長屋門公園は、広さ約4haで樹林に富んだ公園です。行政の方はやはり安全面を考えて園路に照明を付けたいというお話をされていましたが、地元の方たちは、むしろ夜間は照明がないほうが人が来ないので安心できるということで、一切照明を付けていません。自由にいくらでも出入りできるのですが、郵便のバイクが通っていくくらいであとはほとんど人が入れない、入れないことでたまり場になったり事故が起きたりということは今までほとんど聞いた記憶がありません。ご意見のとおり、暗いと人は入らないようです。シンボルロードの場合は公園通りも真っ暗にするわけにはいきません。明るさがグラデーション的に変化していくので大丈夫かどうかわかりませんが、奥のほうは真っ暗なのがいいのかなと思います。

(鈴木俊治委員)

公共空間などの照明を調査すると、以前は比較的高い位置に少数の照明を付けて、上から白色光で一律に照らすという設計の場所が多くありました。近年は、今出たような問題がいろいろとあって、照明デザインを相当配慮して、低い位置の暖色系照明でスポット的に広場を照らすなど、工夫を凝らした照明デザインを考えるようになっていま

す。均質的な白っぽい照明だと何か空間の質が低いと感じる一方、考慮された照明デザインだと隅々まで配慮が行き届いた空間だと認知されるところが大いにあります。照明が非常に優れた暖かな感じで過ごしやすいオープンな空間が近年は多くできていますので、そういうところも見えていくとよいのではないのでしょうか。それからご指摘がありました。道からのアイレベルの見通しをよくすることが、やはり非常に大事です。道からの見通しを確保すると、何かあったときも見えるという安心感が得られます。逆に犯罪者の身になったときに、中に入って何か行動を起こしたときに目撃されてしまうのではないかという思いを持たせるような空間構造を提供することによって、抑止力にはなると思います。

(卯月委員長)

現段階の話としては、東園路まですべて見通せるかどうかはわかりませんが、なるべく見通しをよくすることが望ましいということです。それから、シンボルロードには公園通り沿いの歩行者空間、木立の散策路、森の小道、東園路と、大きく分けて4つの線的空間がありますが、それぞれの道によって性格が違うと思います。参考事例も多くあるということです。それぞれの道において照明や防犯をどう考えるのか、整理していただきたいと思います。

(前田委員)

東園路まで整備範囲を拡大するという話は第1回検討委員会では出ておらず、今日初めて聞くと思います。決定ではないかもしれませんが、あくまでもシンボルロードという話で始まったのが、東園路まで整備範囲を拡大することを検討されているという話を聞いたので戸惑っています。今後、検討を進めていくと予算なども考えていかなければいけないと思いますが、東園路まで整備範囲を拡大するのであれば、検討委員会としてそのようにするという結論を出しておくべきだと思います。そうしないと、やはり東園路までは整備範囲に含めないというような話になると、手戻りになってしまいます。

(卯月委員長)

東園路までの整備範囲の拡大については、今日は事務局から話がありましたが、事務局に提案したのは専門部会です。専門部会の議論の中でそのような話が出ましたので、今日の検討委員会でそのことについて議論をしたいということです。

(前田委員)

その方針を検討委員会で決めておかないといけないと思います。

(卯月委員長)

先ほど防犯や整備費用などの懸念事項についての話もありましたが、検討委員会として東園路まで整備範囲を拡大することをできればご了承いただきたいと思います。鈴木委員からご意見があったように、公園通りから30m幅というのがこれまで事務局で検討してきた範囲ですが、現実的に見ると30mラインに新たにフェンスを設置するというのはかなり大変ですし、そこで区切ってよいのかということもあります。どちらも違う大変さがあります。

(前田委員)

当然広いほうがよいとは私も思います。それは私も賛成ですが、いろいろな懸念があると思います。その懸念を踏まえて、本当に実現可能なものを進めていかなければなりません。絵に描いた餅を検討しても仕方がないと思います。やはりこれは予算を確保して進めるべきものです。予算があつて東園路まできちんと整備できるということであれば、検討する余地があると思います。

(戸田副委員長)

可能性は十分にあると思います。30m 幅の境界線に延長 600m のフェンスを新設すると、単価が 1mあたり 1 万円としても 600 万円の費用が掛かります。その分の費用を 30m 広げた場所の整備に充てるとして、整備することは下草刈りや伐採程度だと思えます。まだコスト算出はされていないと思いますが、十分可能性のある話だと思えます。まず大きな話から詰めていって、無理なところは少しずつ縮小するという方針でよいのではないのでしょうか。

(前田委員)

シンボルロードは道路なので無償で提供されると聞いています。東園路まで拡大することは、それも無償で土地を確保するということがよいのでしょうか。それであれば、戸田副委員長のご意見のように、下草刈りをするだけでもよいのかと思いますが、どうなのでしょう。

(事務局：澤田)

まずシンボルロードの 30m 幅の部分については最終的に無償で譲渡していただけるということになっています。公園部分については、まずは当面無償で管理委託を受けて管理させていただく形になると思います。基地跡地利用計画に沿った内容の整備であれば財務省もそれほど難色を示さないと思いますので、整備をすることは可能かと思えます。ただ、例えば国有地を無償で借用する中で収益が上がるようなことをするといったところまで考えると、そういった部分については買い取ったほうが自由度は増すという側面はあります。まだ財務局と具体的な調整はしていませんが、無償で管理委託を受けさせていただけるかは未定であるということと、国有地の借用に関するいろいろな制限を取り払って多様な活動をするためには、必要な部分を購入するという判断をどこかで下さなければいけないということはあるかと思えます。その 2 点についてはまだ検討はしていないという状況です。

(前田委員)

整備範囲を拡大することそのものについては賛成ですが、そうした諸問題へのバックアップがしっかりされているかということを確認したいということです。

(卯月委員長)

今日のところは東園路まで含めて整備を検討することにしたと思います。土地の問題や国の反応など、いくつか課題がありますので次回までにまた整理をしていただくということよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(奥村委員)

計画としては真ん中にフェンスがあるよりは東園路まで一体として整備したほうがよいと多くの方が考えると思います。この検討委員会はそれを実現するために何ができるかということを考えるほうが皆さんも前向きになれると思いますし、市民の方もきつと支持してくださると思います。

(戸田副委員長)

参考資料 12 などに出っていますが、樹木の扱いについてはやはりデリケートな問題です。資料を見ると切ってもよいという意見はほとんどなく、1本も切らないでほしいという意見からなるべく切らない、大きな木は残すといった意見が多くなっています。おそらくこれは白か黒かという話ではなく、グレーなのだと思います。皆さんが言葉で表現するとこういう意見になりますが、一つの提案として現地で実際に手入れを行ってみてはどうかと思います。下草刈りと、鳥などが運んだ種から生えてきて視界を妨げている中木を、切るか切らないか、切るならばどの程度かということを考えるために皆さんの前で実験的に切ってみてはどうでしょうか。さっぱりしてよかった、ちょっともったいないなど、いろいろな感想が出てくるとと思いますが、いつまでも言葉だけのやり取りではなかなか納得がいかずに、できた後で思ったより切られているということになる可能性もあります。その辺りをうまく、工事に入る前の段階でできないかと思います。

(卯月委員長)

皆で体験しながら確認をしてみましようというご意見です。参考資料 12 の話がありましたが、ここにたくさんの提案が出ています。ただ、公園全体の話とシンボルロードについての話が混在しています。ご意見を書いた付箋は図上の整備する範囲に貼られています。すべてに対応しようとすると、予算も足りませんし乱雑な計画になってしまいます。事務局としてはここに出ている意見は本当に重要なのですが、今回の東園路までの 60m 区間で何を整備をするかということを整理して、市民の方にきちんと回答する必要があります。これは中長期的な課題だと思いますので、その辺の精査をしたいと思います。遊具での遊びについての意見が最も多いのですが、カフェ、レストランについてのご意見もあります。緑の中でのんびり遊ぶというようなことは可能だと思いますが、今回のシンボルロードの整備だけではすべてを満足させることはできないと思います。これらのご意見の整理を年度内にはしておきたいと思います。

(鈴木俊治委員)

防犯の件で、この公園・シンボルロードを 24 時間開放にするのがよいのか、部分的にはゲートで夜間は閉鎖するのがよいのか、どちらがよいかわかりませんが、その可能性をもう少し具体的に検討したほうがよいのではないかと思います。管理上の問題もありますし、例えば照明を消す範囲はどこまでにするかという問題もあります。中央広場は開放しておいて他は閉鎖するといったことも検討の余地はあると思います。

(卯月委員長)

例えば東園路を開放するにしても、夜バイクで暴走するといったことのないように車止めを設置したほうがよいなど、細かな話はいろいろとあると思います。

(戸田副委員長)

園路を開放して西側とつなげたいというご意見もありました。

(宮川委員)

資料 14 の基地跡地公園・シンボルロードの空間構造の整理ですが、今は朝霞の森の入口が 2 か所しかありません。基地跡地南側の栄町周辺に住んでいる人は朝霞中央公園の中を歩いて基地跡地の東側に出てきますが、朝霞の森に行くときには基地跡地を通りたいと思います。また、基地跡地の西側には学校がありますが、そこと東側の図書館とをつなぐ動線は基地跡地の外側にしかありません。東側に公共施設、文化施設が集積していますので、まちの一体感や、先ほど申し上げたような、人が歩いていろいろなところでつながっていくということを考えると、この中央園路と朝霞の森への入口がつなぐと、この界隈のまちの回遊性が格段に上昇して、暮らしの文化度が非常に増すのではないかと住民としては思います。公園通りを自転車をよけながら延々と歩いていくよりは、基地跡地の緑の中を歩いていきたいと思います。東側、西側に住んでいる人それぞれの思いで、基地跡地が通過できるようになるというのは非常に価値のある開放かだと思います。先ほどから課題とされているセキュリティ、安全管理の問題があるため夜間は閉鎖しなければならないと思いますが、例えば最初は週末だけ子どもたちが通れるように暫定的、段階的な開放をするなど、いろいろ知恵を出しながら実現できるとよいと思います。

(戸田副委員長)

今回の計画の中で、土壌汚染されている場所が大きな問題かと思っています。これは私は専門部会などで話を聞いていますが、まだ詳しくご存じでない方もいらっしゃると思いますので、現状とどのような対応策があるのかの可能性を説明いただければと思います。

(事務局：澤田)

こちらのスライドに紫色で示した区域は、国の土壌調査で鉛による汚染が確認された場所です。この土壌汚染された範囲を一般の方に開放するためには、原因物質を取り除くか、原因物質が飛散しないように封じ込めをする必要があります。この件について埼玉県西部環境管理事務所と協議を行いました。その際には、埼玉県としてはどちらの手法でも構わないが、封じ込めだけでは土壌汚染の告示からは除外できないので、汚染区域としては残ることになるということでした。また、将来、抜本的に汚染物質を除去する対策を行おうとしたときには、封じ込めのために施工した舗装も含めて汚染物質という扱いになることに留意してほしいというご意見をいただいています。一方で、すべての汚染物質を取り除いた場合には、確認後に土壌汚染の告示から除外されるということです。まだ朝霞市としての方針は決まっていますが、将来に禍根を残さないということであれば、やはり取り除く方向がわかりやすいということになります。ただ、汚染物

質を取り除く場合は確実に、その上に生えている樹木は残念ながら撤去せざるを得ないということになるかと思えます。しかしそれは、舗装した場合も同じことになるのではないかと考えています。また、具体的にどのような舗装をするかということと、汚染物質の飛散のおそれがないということを埼玉県に説明しないといけないので、具体的にどのような方法を取るかということを検討する段階で時間がかかる可能性があります。最終的にはコストと時間との相談ということになりますが、可能であれば除去するほうがより望ましいのではないかと考えています。

(卯月委員長)

正確にはこの南側の部分に加え、中央広場の土壌汚染も大きな課題だと思います。

(戸田副委員長)

問題になるのはコストと時間だと思います。その部分はまだ検討されていないでしょうか。限られた予算の中で土壌汚染対策に半分以上費やさなければならぬということも想定されますので、早めにその点を伺いたいと思います。

(事務局：澤田)

申し訳ありませんが、具体的な対策についてはまだ検討できていません。実際にどのような対策が必要で、どれくらい費用が掛かるのかということは土壌汚染対策専門のコンサルタントに委託しなければわからない点がいろいろとありますので、委託先について調査しているところです。ただ、遅くなってもいけませんので、なるべく早い段階で契約できるように準備はしっかり進めていきたいと考えています。

(卯月委員長)

できれば別の予算で処理していただけるとありがたいと思います。

(奥村委員)

戸田副委員長から実際に伐採を行って様子を見たいというお話がありましたが、早いに越したことはないと思います。来年度の頭にでもそういうことができるとよいと思います。それと併せて、実際に使ってみることを実験的にできるとよいと思います。時間的にはタイトかもしれませんが、この場所を使っていくところからプランが練り上げられていくようなつくり方で、関わる市民も自分たちでつくっているという意識を持つことができると思います。また、本格的な整備の前に空間の変化の様子を見て日常とハレの状態でどう変わっていくのかのイメージがあらかじめ共有できるということがありますので、ぜひ実際に使ってみるということも組み込んだプロセスになるとよいと思います。

(事務局：澤田)

これまでのご意見を踏まえて回答したいと思います。まずシンボルロード部分で担う役割と公園部分で担う役割については速やかに精査をして、次回の検討委員会までにお示しできるようにしたいと考えています。どちらかといえばシンボルロード側に利用を中心とした賑わいづくりなどの機能を置くような形で考えて、奥の公園部分については現行計画にある精神を尊重するような、自然を活かした役割をまず持たせるという方向

で考えてみたいと思っています。

シンボルロード部分に実際に入っの検討や、試験的に開放して使っていただくことを通じて今後のあり方の検討を行ってはどうかというご意見についてはまったくそのとおりであるとは思いますが、残念ながら土壤汚染区域には容易に人を立ち入らせないよという指導を埼玉県からいただいています。土壤汚染区域に人が立ち入らないよに管理ができる体制をつくったうえで、少人数での対応であればなんとかできるのではないかという状況ですので、そうした準備ができ次第、少人数にはなりますが中に入って検討をする機会を準備していきたいと思っています。同様の理由でシンボルロードを部分的に開放していくということはなかなか難しい状況ではありますが、市役所南側のハローワーク予定地の隣については土壤汚染も特に確認されておらず、今も開けたような状況になっていますので、試験的な開放を行う場所としてはここが実行しやすいかと思っています。ただ、いずれにしてもそのためには財務省からの無償貸付などを受けて、市が管理できるような体制を取らなければいけません。簡単ではありませんが、できるだけ早く、来年度、再来年度あたりには部分的にでも開放して社会実験のようなことをできないかと考えています。

(卯月委員長)

国との折衝もあると思いますので、市民とともに行う樹木や舗装の考え方のワークショップは可能な範囲で2020年までのスケジュールの中に入れていただければと思います。次回の検討委員会では、それらについても資料を出していただいて議論をしたいと思っています。

(事務局：細沼)

次回の第3回検討委員会は、平成29年3月に開催を予定しています。

(事務局：澤田)

今後は、いただいたご意見を踏まえ、事務局で本日議論いただいた課題に対する回答を作成します。また、専門部会を一度開催させていただき、その中で検討していただいたうえで、第3回検討委員会でご意見をいただきたいと考えています。

(卯月委員長)

以上で第2回検討委員会を終了します。ありがとうございました。

【閉会】